

令和2年4月17日

市内高齢者施設 施設長 様
市内介護保険事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

面会制限下におけるLINEを使ったビデオ通話について（ご紹介）

貴職におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止のためにご尽力いただき、誠にありがとうございます。

感染防止のために各事業所において実施中の「面会の制限」は、現時点でも長期に及んでいる状況ですが、先般の緊急事態宣言の発令により、さらに長期化することが避けられません。

これにより、利用者ご本人はもとより、ご家族の方にとっても、長期間にわたって面会できないことによる心配や精神面への影響についても危惧されているかと存じます。

そこで、スマートフォンアプリのLINEを使ったビデオ通話について紹介をいたします。（既に実施している市内施設からお聞きした情報を参考に作成いたしました。）

【条件】

- ・家族側と事業所側でLINEがインストールされたスマートフォンが必要です。
- ・家族側スマートフォンと「友だち登録」をする必要があります。

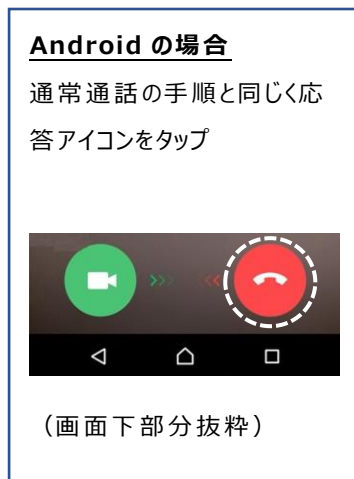
以上から、事業所側のスマートフォンは従事者個人のものを使うのではなく、事業所持ちのスマートフォンを使用してください。（勤務時間外・休業日でもご家族からビデオ通話がかかってしまうおそれがあるため）

【具体的な通話方法】

●発信手順（※画像は実行サンプル）



●受信側の手順



【運用面での留意点】

より多くの方に円滑に利用頂けるようにするため、運用にあたっては、通話時間に上限を設けることや、利用を事前に事業所側に申し出て頂く予約制の導入をご検討ください。

【Q & A】

LINE のビデオ通話は、通話料は掛かりますか？

→電話料金は掛かりませんが、発信・受信の双方において、通話時間に応じたデータ通信が生じます。3G/4G 回線の場合は通信量に応じてパケット通信料金がかかりますのでご注意ください。

※スマートフォンのパケット通信料金は携帯各社へお問い合わせください

※LINE の不明点については LINE の公式サイトをご確認ください

【LINE 公式サイト】

- ・無料で音声通話やビデオ通話をする

<https://guide.line.me/ja/beginner/free-calls.html>

- ・ヘルプ

<https://help.line.me/line/android/categoryId/20000058/3/pc?lang=ja>

【担当】

介護保険事業課 施設支援班

電話：043-245-5256

FAX：043-245-5621

E-Mail：kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp